

高知県立高知西高等学校
いじめ防止基本方針

平成30年度版

高知西高等学校いじめ防止基本方針策定の経緯

平成25年 6月	国「いじめ防止対策推進法」公布
9月	国「いじめ防止対策推進法」施行
10月	国「いじめ防止基本方針」策定
平成25年11月 平成26年 2月	県 各市町村教育委員会、各学校長に対する説明会 〃
平成25年12月 ～平成26年1月	県 いじめ防止基本方針検討委員会における検討（計3回）
平成26年 2月 ～3月	県 パブリックコメントの実施
平成26年 3月	県 2月県議会総務委員会に基本方針（案）を報告
平成26年 3月	県 「高知県いじめ防止基本方針」策定
平成26年 3月	本校 「いじめ防止基本方針」策定
平成26年 4月	本校 「いじめ防止対策委員会」設置
平成29年 3月	国 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂及び 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定 について（通知）
平成29年10月	県 「高知県いじめ防止基本方針」の改訂
平成30年 3月	本校 「いじめ防止基本方針」改訂

いじめ防止基本方針

高知県立高知西高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この基本方針は、本校教育目標「幅広い知識と教養を身につけ、逞しく豊かな心身を培い、郷土や我が国さらには国際社会の発展に貢献する志を涵養し、国際人として大局的な視点に立って行動できる人間の育成を目指す」の下、他者との協働を喜びとできる「睦み」の心をはじめ、社会性、協調性、主体性を育成し、いじめの発生しない学校の創造のために定める。

1 いじめ防止の基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する極めて重要な基本的人権に関わる問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動や地域行事等に取り組み、将来に希望を持って自己実現に努力できるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解し行動できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県教育委員会、学校、PTA、地域住民、家庭、警察その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係(*1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(*2)を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであって、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。いじめには多様な態様があることを鑑み、本人がいじめを否定する場合があるこ

とを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、いじめられた生徒の主観を確認する際には、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。

なお、いじめの認知には特定の教職員のみによるものではなく、「いじめ問題対策委員会」（後設）を活用し、対応するものとする。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

※冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

※仲間はずれ、集団による無視

※軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られる

※ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られる

※金品をたかられる

※金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる

※嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる

※パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷の書き込みや嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応をとることが必要である。

もし、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、これらの場合でも、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要である。

(*1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒とのなんらかの人間関係を指す。

(*2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えるが、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。これは、何度も繰り返されたり、多くの者から集中して行われたりすることで「暴力によるいじめ」と同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。加えて、

いじめの加害者、被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等、所属集団の構造上の問題（無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

そして、被害を訴えてきた生徒やいじめを知らせてくれた生徒をしっかり守り通す姿勢が必要である。いじめの解消に向けた過程のなかで、生徒がいじめの加害・被害になることを恐れて、人と触れ合うことにより萎縮したり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

4 いじめ防止等のための委員会

（1）いじめ問題対策委員会の設置

いじめ問題に総括的に対応する機関として「いじめ問題対策委員会」を設置する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごと等にまとめ、記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

（2）いじめ問題対策委員会の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。（別紙1）

※年間指導計画

いじめ問題に対する定期的アンケート調査の実施、生徒・保護者等への周知徹底方法、人権教育講演等の計画・実施、校内研修等の計画・実施を年間行事予定に組み込み、常に実態把握と啓発活動、研修に取り組むこととする。

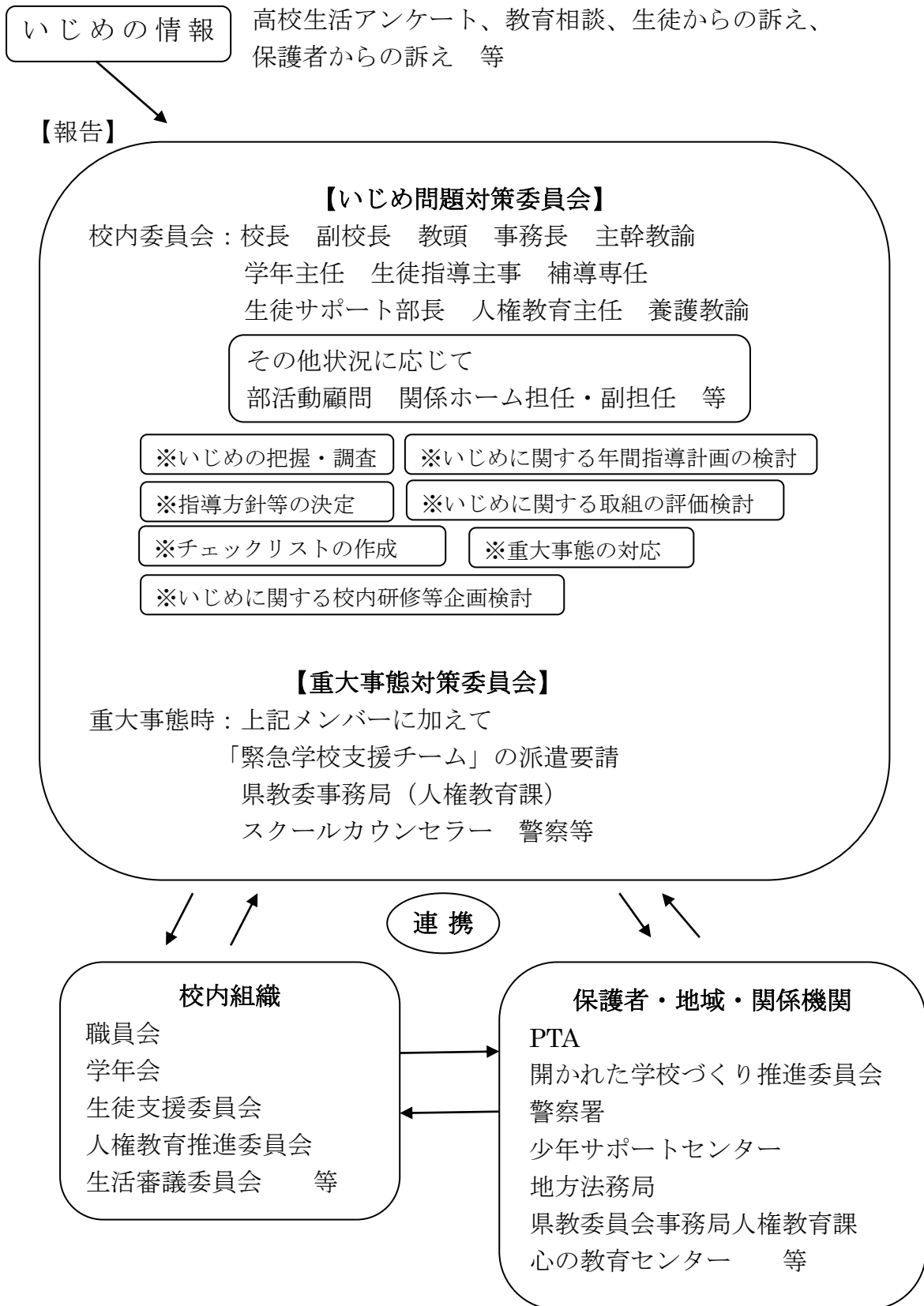
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正。（別紙2）
- いじめに関する校内研修の企画・検討。

※校内研修

定期的に校内研修を実施（少なくとも年1回以上）し、教職員のいじめ問題に対する知識と対応を再確認し、日常のサインを見逃さない訓練と危機察知能力を高める。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割。
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - 事後指導の検討。
 - 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。
 - その他（関係機関等との連携等）。
- (3) いじめ問題対策委員会の構成員
- 構成員は、校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、学年主任、生徒指導部長、補導専任、生徒サポート部長、人権教育主任、養護教諭とし、必要に応じて PTA や外部専門家（スクールカウンセラー、県教委事務局、警察等）の助言を得る。
- 個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

いじめ問題の対策と対応



5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- ・すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ・日々の授業の中で当たり前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。
- ・学校における情報モラル教育を進める。

(2) 集団づくり・生徒理解

- ・すべての生徒に集団の一員としての自覚を育む。
- ・互いを認め合える人間関係・学校風土を創造する。
- ・障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- ・生徒自らが人と関わる喜びや大切さに気づきや、互いに関わり絆を深めていくことができる学校行事等を計画する。
- ・ホームルーム単位の指導を、いじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づける。

(3) 生徒指導

- ・ベル着の習慣や、授業態度の向上を図る。
- ・いじめている生徒だけでなく、はやし立てたりしている生徒、周りで見ている生徒を容認することがないようにする。
- ・生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるよう働きかける。

(4) 教職員の指導力の向上

- ・授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ・「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- ・すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

【組織として】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- ・積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- ・特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。
- ・得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

【個人として】

- ・気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく（個人情報の管理に注意することも盛り込む）。
- ・普段から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ・出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- ・クラスの様子をホームルーム日誌の記述からもうかがう。
- ・個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。
- ・保健室の様子を聞く。
- ・保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- ・生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。

(2) いじめの対応

- ・速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ・判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ・いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- ・問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- ・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ・「重大な事態」に相当するいじめと判断した場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ・生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

7 P T Aや地域の関係団体等との連携

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- ・P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ・いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- ・学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ 問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会を中心に、学校のいじめ問題の取組について検証する。

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、県教育委員会に報告するとともに「いじめ問題対策委員会」の組織を基礎に、当該関係者を除き、関係機関等の協力を得ながら、当該事態の対策委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。調査の在り方については「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に則って、適切に対処しなければならない。その調査結果については、当該調査にかかるいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

重大事態とは、

- 一 いじめによる生徒の生命、心身及び財産に重大な被害(*3)が生じる疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより生徒が相当の期間(*4)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し出があった場合には、重大事態が発生したものとして報告、調査を行わなければならない。

(*3)生徒の生命、心身及び財産に重大な被害とは、

※生徒が自殺を企図した場合
※身体に重大な障害をおった場合
※金品等に重大な被害を被った場合
※精神性の疾患を発症した場合
などである。

(*4)相当の期間とは、

不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。しかし、数日でも連続して欠席している場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態に対応する委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事実の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態に対応する委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、重大事態等について、報道機関等との対応窓口は一本化し、管理職で対応することとし、説明責任を十分理解し、真摯に対応しなければならない。

第9 その他

本指針に記載されていない事象や問題等については、国または高知県のいじめ防止基本方針に従って、適切に対応するものとする。

【参考資料】

- ・文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月
- ・文部科学省国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」平成25年11月
- ・高知県「高知県いじめ防止基本方針」平成26年3月
- ・文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定について」
- ・高知県教育委員会人権教育課「学校いじめ防止基本方針」平成29年10月改訂

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

高知西高等学校 年間指導計画（平成30年度）				
	職員会議、校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考(主な学校行事)
4月	職員会議(基本方針の周知) 学年会(いじめの取組についての検討 及びいじめの情報共有)	高校生活適応支援プログラム オリエンテーションでの生徒サポート 部長によるいじめに関する講話	高校生活適応支援プログラム	入学式 始業式
	いじめ問題対策委員会	担任会・学年会での情報交換(通年)	全学年個人面談	
	カウンセリング技法に関する校内研修			
5月	PTA総会(学校基本方針の説明及び 協力の要請等)			ホームマッチ
			学校生活アンケート(いじめアンケート)	
				高等学校総合体育大会
6月				中間考査
		3年人権ロングホーム	1・2年個人面談、3年保護者面談	公開授業月間
		中高交流会による情報収集		
7月				期末考査
	学校生活アンケートの検証			終業式
	いじめ問題対策委員会	西高だより「いじめ防止基本方針」 等を掲載する	1・2年保護者面談	西高だよりの発行
8月				
	職員会議(委員会の検証結果の周知 等)			
9月				始業式
				あけぼの祭
10月				
	いじめ問題対策委員会			中間考査・ホームデー
		1年人権ロングホーム	1・2年個人面談	
11月				公開授業月間
			学校生活アンケート(いじめアンケート)	
		2年人権ロングホーム		
12月	学校生活アンケートの検証			学校評価アンケート
				期末考査
	学年会(いじめの取組についての検討 及びいじめの情報共有)		1・2年保護者面談	終業式 西高だよりの発行
1月				始業式
				修学旅行
2月				錬歩会
	いじめ防止対策委員会			
3月	カウンセリング技法に関する校内研修			西高だよりの発行
	職員会議(委員会の検証結果の周知 及び次年度の取組の検討等)			卒業式 学年末考査
	開かれた学校づくり推進委員会	出身中学校への聞き取り調査		修了式

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返し、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
授業づくり・ 学校づくり・ 生徒理解	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
	教科内外の授業参観に取り組んでいる。	4	3	2	1
生徒理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
教職員の 資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようになっている	4	3	2	1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織を意識しながら迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事やホームでの出来事などについて、ホーム通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4	3	2	1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。